「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画<概要版>

文京区次世代育成支援行動計画 文京区子ども・子育て支援事業計画

令和2年度~令和6年度





文京区



第1章 計画策定の考え方

1 計画の目的

我が国では、少子高齢化が進行し続ける中、人口減少社会に移行しており、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出を後押しする施策も増え、多様な働き方を選択できる社会を実現していく働き方改革も進められていますが、子育て世帯においてワーク・ライフ・バランスを実現することは容易ではありません。このような中、子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切です。

これらを踏まえ、文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして「子育て支援計画」(平成27年度~31年度)を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を内包し、一体的な計画としています。

前計画期間中には、子どもに関する様々な制度変化がありました。平成28年6月の児童福祉法の改正では、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、本区においても開設に向けた準備を進めております。また、令和元年6月には、児童虐待防止の強化を図るため関連法が改正されました。このほか、令和元年には、5年目を迎えた子どもの貧困対策に関する大綱が見直されています。

さらに、社会全体では、SDGs¹への取り組みが求められており、未来を生きていく子 どもたちにとって、大切な視点となっています。

また、文京区では、年少人口と子育て世帯が増え続け、しばらくこの傾向が続くものと 見込んでいます。全国の動向のみならず、文京区独自の傾向を把握していくことも重要と なっています。

このような状況下、子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)」(令和2年度~6年度)を策定します。子どもたちに輝く未来をつなぐため、この計画に基づき、子どもの最善の利益を守れるよう、文京区の特性を反映した子育て支援施策を推進してまいります。





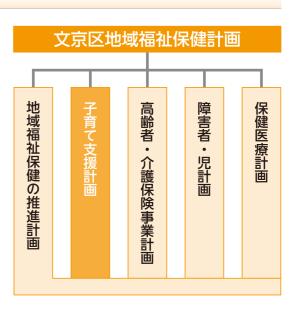




¹ SDGs 持続可能な社会の構築に向け、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015年9月の国連総会において 採択された考え方。「持続可能な開発目標(SDGs)」として、17のゴール169のターゲットが設定されています。文京区で は、区の最上位計画である「「文の京」総合戦略」において、この考え方を取り入れています。

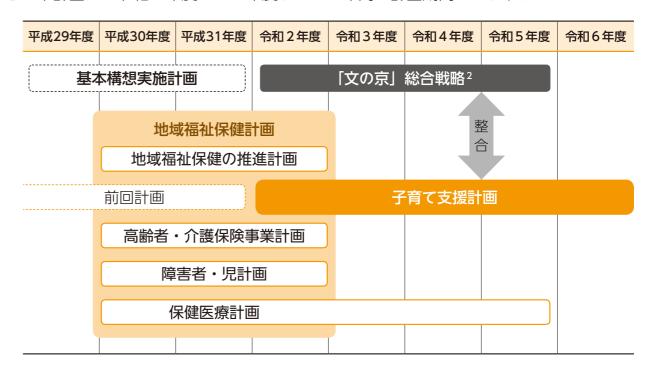
2 計画の性格・構成

- 本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく文京区の行動計画としての性格も併せもつものです。
- また、本計画は、子ども・子育て支援法第 61条に定める市町村子ども・子育て支援事 業計画としての性格も併せもつものです。



3 計画の期間

● 本計画は、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とします。



^{2 「}文の京」総合戦略 文京区において行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」であり、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付け、各分野の個別計画との整合を図ります。「文の京」総合戦略では、6つの基本政策のはじめに「子どもたちに輝く未来をつなぐ」と掲げており、だれもが、安心して子育てができるとともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるまちを目指しています。

第2章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて子育て支援施策を推進していきます。

- 人間性の尊重
- ●自立の支援
- ●支え合い認め合う地域社会の実現
- ●健康の保持・増進
- ●協働による地域共生社会の実現
- 男女平等参画の推進

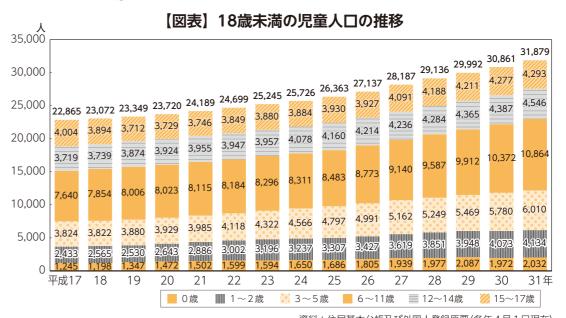
2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

第3章 子どもの現状

1 18歳未満の児童人口の推移 着実な増加

平成31年4月1日現在の18歳未満の児童人口は31,879人で、総人口に占める割合は14.3%となっています。平成26年に比べて、人数では4,742人増加し、総人口に占める割合も1.1ポイント増加しています。



資料:住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在) ※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

2 合計特殊出生率及び出生数の推移 右肩上がりの増加傾向

文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、1.24まで回復しています。

出生数も増加傾向にあり、平成30年には2,119人となっています。

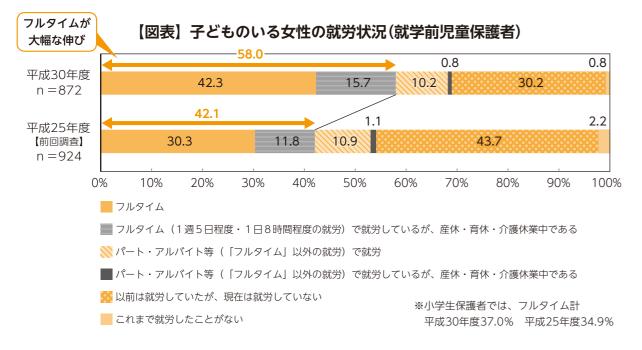


※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

- 4 -

3 子どものいる女性の就労状況 就学前児童保護者のフルタイム就労が増加

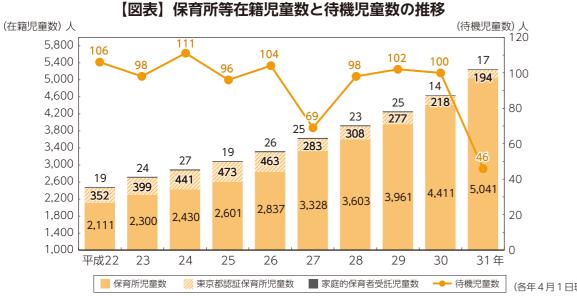
平成30年度に実施した「文京区子育て支援に関するニーズ調査」では、フルタイムで働く母親の割合が前回調査時(平成25年度)より大きくなっており、その傾向は就学前の子どもをもつ母親において顕著にみられます。



4 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移 着実な認可保育所の整備

保育所の在籍児童数は増加し続けており、平成31年の保育所在籍児童数は平成22年の 2倍を超える状況となっています。

待機児童は近年、増減を繰り返してきましたが、平成31年には大きく減少し、46人となっています。



注:平成29年度以前と平成30年以降では待機児童の定義*が異なる。

※資料:保育所等利用待機児童数調査について(平成29年3月31日付け雇児保発0331第6号厚生労働省雇用均等・児童家 庭局保育課長通知「保育所等利用待機児童調査要領」)

第4章 主要項目及びその方向性 第5章 1 計画の体系

子どもの最善の利益を実現するためには、子どもが健やかに成長し、生きる力や豊かな 心が育まれ、安心して育つことができる環境を整えるとともに、私たち一人ひとりが、子 どもの権利を尊重していく必要があります。

このため、地域福祉保健計画の基本理念・基本目標(第2章参照)に基づき、子育て支援施策を推進するため、本計画期間(令和2年度~令和6年度)における「主要項目とその方向性」を次のとおり掲げ、取組を進めていきます。

※第4章で掲げる主要項目を体系の大項目としています。

主要項目 1 子どもの健やかな成長の支援

妊娠・出産・子育で期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期です。心身の回復、子育での不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育で期にわたり、切れ目ない支援を継続していきます。

子どもの健やかな成長を図るため、乳幼児健康診査で発育・発達の状態を確認するとともに、発育・発達・栄養・生活環境などに応じた相談支援体制を整備し、必要に応じて発達支援や心理的援助等を行います。また、障害のある場合には、一人ひとりの障害の特性や成長段階に応じた適切なサービス等を提供できるよう取り組んでいきます。さらに、医

療的なケアが必要な子どもについては、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、必要なケアが受けられるよう、支援の充実を図っていきます。

計画の体系(小項目)

- 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
- 子どもの健康増進
- 子どもの発達に寄り添った支援

主要項目 2 より良い子育でを支える取組

働き続ける女性が増え、共働き世帯が増加する一方で、男性の家事・育児に費やす時間が他の先進国と比較すると低水準にとどまる中、"ワンオペ育児"という言葉もうまれており、働き方の見直しが課題となっています。また、子育ての手助けができる人が身近にいないことも少なくありません。このような背景を踏まえつつ、人間形成の基礎となる大切な時期の子育てを支援する取組が必要です。

文京区では、年少人口増加等により、保育の必要性は引き続き高い状況にあるため、保 育施設の整備を積極的に進めていくとともに、保育施設への指導を強化していきます。あ わせて、育成室の整備、都型学童クラブの誘致、放課後全児童向け事業の充実など、ニー ズに応じた放課後の安全な居場所を提供します。これらの取組により、年齢や様々なニー

ズに配慮しながら、子どもが安心して過ご せる環境を整備していきます。また、多様 化する子育て世帯のニーズを的確に把握 し、安定的な子育て支援サービスが提供で きるよう、取り組んでいきます。

各家庭がより良い子育てを選択できるよう、子どもと家庭を支える取組を推進します。

計画の体系(小項目)

- 保育所・幼稚園の充実
- 多様な保育ニーズへの対応
- 放課後の居場所づくり
- 子育で情報の提供
- 経済的負担の軽減
- 仕事と生活の調和に向けた取組

美原 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

これからの社会を担う子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思い やりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることは、豊かな人間性を育む上で大切な ことです。

このため、幼児教育や学校教育の充実をはじめ、幼児・児童・生徒が様々な体験や友だ ちとのかかわりの中で、触れ合う機会や居場所が持てるよう、子どもの視点で確保するこ とに取り組んでいきます。

また、さまざまな体験を通して、生命を尊重する心や、自他を大切にする心などを育んでいくことが必要です。

さらに、子どもたちの将来の社会生活を 見据え、地域への愛着や望ましい勤労観、 職業観を育む地域活動への参加や発達段 階に応じたキャリア教育、環境に対する意 識の高揚を図るための環境教育などを推 進していきます。

計画の体系(小項目)

- 多様な教育ニーズへの対応
- 教育環境等の整備
- 家庭と地域の教育力向上
- 青少年健全育成

美型目 4 安心して育ち、子育でできる支援体制づくり

子どもが安心して育つためには、子ども 自身の権利が保障されることが不可欠で す。予防的支援をさらに推進し、要保護・ 要支援家庭への適切な対応など、今後設置 する「(仮称)文京区児童相談所」を中心と した、関係機関が有機的に連携した総合的

計画の体系(小項目)

- 児童虐待防止対策の充実
- 児童相談所設置に向けた取組
- 組織横断的な相談体制の構築
- 子どもの貧困対策

な支援体制を構築し、児童虐待への対応と未然防止に努めていきます。

また、いじめや体罰を許さない環境を築くとともに、学校生活では、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する基本方針を掲げ、問題があった場合には、子どもや保護者に寄り添い支援していきます。さらに、義務教育中の不登校対応の充実を図り、義務教育終了後に、ひきこもらないよう、関係部署が連携し継続的な支援をしていきます。

このほか、経済的困窮やひとり親家庭への支援など、子育て世帯が置かれた状況に応じて、関係部署が連携を深め、取り組んでいきます。

主要項目 5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支えていくためには、地域、学校、事業者、行政などの連携を深めていく必要があります。

文京区では、子育て世帯の転入、出生数の増加傾向により年少人口が増えています。子育てが"孤育て"に陥らず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会

を増やし、子どもや子どもと一緒に集える 居場所、多世代交流の場がつくられるよ う、担い手となる方たちの活動を支援して いきます。

計画の体系(小項目)

- 地域との協働や地域活動の支援
- 子育て仲間作りの支援

接項目 6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。共通の方針を掲げ、各事業者が主体的にバリアフリーを実現するとともに、交通事故から子どもたちを守るため、道路整備や総合的な自転車対策に、引き続き取り組んでいきます。

施設の中・外を問わず、子どもたちが安全に過ごせるよう、危険箇所を確認するとともに、区立公園と児童遊園の再整備、防犯カメラの設置も進めます。

さらに、災害や事故等に備えるためには、子どもたちが利用する施設における訓練や研

修、備蓄等を計画的に進めていくことが大切です。子どもたちの発達段階に応じて安全指導を行うとともに、自助・共助の大切さ、家族や地域で災害リスクに備えた取るべき行動を考えるなど防災教育を推進していきます。

計画の体系(小項目)

- 防災に関する取組
- 青少年のための地域環境の整備
- 安心して外出できる環境の整備
- 子どもの安全の確保
- 良好な居住環境の確保

第5章 2 計画事業

本計画では、6つの大項目を24の小項目に分け、175の計画事業を掲げています。このうち、計画目標を掲げ、文京区地域福祉推進協議会における進行管理の対象とする主な計画事業は次のとおりです。

1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、悩みや不安を聴き、適切なサービスに結び付ける。

1-3-1 児童発達支援センターの運営

事業概要

教育センター内の児童発達支援センターにおいて、発達面や行動面に関する支援を 必要とする子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練を行うとともに、障害児通所支援を利用する児童の障害児支援 利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行う。また、地域の障害児やその家族へ の相談支援、障害児が通う保育園・幼稚園等への援助・助言などの地域支援を行う。

2-1-8 私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策

事業概要

増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育所等の整備を促進し、保育サービスの量的拡大を図る。

2-2-3 病児・病後児保育

事業概要

病中又は病気の回復期にあるお子さんを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない 事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療 機関等で、保育を行う。

3-2-7 学校施設等の計画的な改築・改修等

事業概要

学校施設の改築や改修を行い、教育環境の向上を図る。

3-4-2 中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ))

事業概要

中高生向け施設「b-lab (文京区青少年プラザ)」において、中高生にとって魅力的な 居場所を提供するほか、文化・スポーツ等の各種講座を実施し、利用者の自主性・社 会性を促す。

4-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実

事業概要

要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報共有及び状況把握に努め、連携を図る。

4-4-7 子ども宅食プロジェクト事業

事業概要

子どものいる生活困窮世帯(児童扶養手当・就学援助受給世帯等)のうち、希望する世帯に対し企業等から提供を受けた食品等を配送する。定期配送をきっかけに、こどもとその家族を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいく。

5-2-3 地域団体による地域子育で支援拠点事業

事業概要

地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育 てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、 子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見 える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援する。

6-3-7 安全・安心な公園づくり

事業概要

区立公園や児童遊園での事故やトラブルを抑止し、安全・安心な環境を提供するために、防犯カメラを設置する。



子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条にもとづく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画です。

本区では、子育て支援計画と一体的に策定していますが、子ども・子育て支援法で定められた子育て支援事業を明確にするため、再掲する事業も含め、量の見込みと確保方策の実施時期を記載しました。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育で支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(教育・保育提供区域)」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。

本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、文京区全域を1 区域として設定します。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、令和2年度から6年度までの5年間における「量の見込み(ニーズ量)」・「確保の方策」・「実施時期」を記載することになっています。

量の見込み (ニーズ量) については、平成30年10月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査(以下、「ニーズ調査」と記載する)」の結果を踏まえ、量の見込み (ニーズ量) を推計し、具体的な目標設定を行いました。

確保の方策においては、これまでの幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを合わせ持った「認定こども園」の普及を図るなど、幼児期の教育・保育の場を一体的に提供する施設を推進しています。

また、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を実施するなど、多様な保育サービスの充実を図り、質を保ちながら身近な保育の場を確保していきます。

(1)保育の必要性の認定について

<3つの認定区分>

1号認定(教育標準時間認定) 利用先:幼稚園・認定こども園

●お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合

2号認定(満3歳以上・保育認定) 利用先:保育所・認定こども園

●お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合

3号認定(満3歳未満・保育認定) 利用先:保育所・認定こども園・地域型保育

●お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合

(2) 地域型保育事業について

事 業 名	事業概要
小 規 模 保 育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 ・A型(保育所分園に近いもの) ・B型(保育所分園と家庭的保育の中間的なもの) ・C型(家庭的保育に近いもの)
家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅その他の場所で保育を行います。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。(ベビーシッター派遣事業)
事業所內保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として 実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を 提供します。

(3)量の見込み(ニーズ量)の算定及び確保方策について

幼児期の教育・保育の量の見込み(ニーズ量)は、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の考え方」により、将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定しました。この見込みに対し、確保方策を次頁のとおり実施していきます。

●関連事業 2-1-8 私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策2-1-12 区立幼稚園の認定こども園化

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

(単位:人)

		令和2年度 令和3年度										
					10 ∠ 4 3.4.1時					↑□ ⊃ + 4.4.1時		
	項	B	1号 教育 希望	保	2号 育の 性あり	3 保育 必要性		1号 教育 希望	保	号 育の 生あり	3 保育 必要性	の
			3歳以上	3	左記 以外	0歳	1-2歳	3歳 以上	3	左記 以外	0歳	1-2歳
1	量の見込	込み(ニーズ量)	2,169	765	3,093	818	2,773	2,198	775	3,134	844	2,835
		認定こども園	33	C	33	6	21	33	C	33	6	21
		区立幼稚園	705	328	3 -	_		705	328	_	_	_
		私立幼稚園	1,708	439	- —	_		1,708	439	_	_	_
		国立大学付属 幼稚園	114	_	_	_		114	_	_	_	_
	教育保	区立認可保育園	_	_	1,082	141	633	_	_	1,082	141	633
	教育保育施設	私立認可保育園	_	_	2,734	501	1,694	_	_	3,012	564	1,873
<u>2</u>		臨時保育所 定期利用保育	_	_	- 63	9	77	_		42	9	78
②確保の方策		東京都 認証保育所	_	_	- 27	39	128	_	_	27	39	128
策		企業主導型 保育事業	_	_	14	18	34	_	_	14	18	34
		その他 認可外保育施設	_	_	_	8	21	_	_	_	8	21
	1111	家庭的保育事業	_	_	_	4	8	_	_	_	4	8
	地域型保	小規模保育事業	_	_		62	193	_	_	_	80	232
	地域型保育事業	事業所内 保育事業	_	_	_	4	15	_	_	_	4	15
		居宅訪問型 保育事業	_	_		_	1	_	_	_	_	1
		合 計	2,560	767	3,953	792	2,825	2,560	767	4,210	873	3,044
	(2	2-1	391	2	860	▲ 26	52	362	A 8	1,076	29	209

^{*}各確保の方策において、事業の対象外となる認定区分は「一」を表示しています。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、 在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育 て支援法第59条の規定にもとづき、地域の実情に応じて実施するものです。

(1)利用者支援事業

子ども・子育て支援法 等における事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育 て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、 関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策の考え方

文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター、子育てガイド、 及び母子保健コーディネーターが中心となり、利用者の支援を進めると ともに、保護者が集まる身近な場所である子育てひろば(地域子育て支援 拠点施設) や保健サービスセンターと連携を行い、教育・保育施設や地域 の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図 ります。

■関連事業 1-1-1 妊娠・出産への支援

5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業

5-2-4 子育てひろば事業

(2) 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法 等における事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てにつ いての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

確保方策の考え方

子育てひろば5か所と地域団体による地域子育て支援拠点4か所で事 業を実施します。

関連事業 5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業

5-2-4 子育てひろば事業

(3) 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法 等における事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、 ①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠 期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

確保方策の考え方

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の 軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、 「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔 衛生の向上を図ります。

関連事業 1-1-1 妊娠・出産への支援

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法 等における事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関す る情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

確保方策の考え方

生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、 母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。また、孤立しが ちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切な サービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。

関連事業 1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業

(5)養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

等における事業概要

養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・ 的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に 努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に 子ども・子育で支援法 関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事 業です。

> また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の 情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専 門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。

確保方策の考え方

児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要 がある家庭への育児支援ヘルパー派遣事業や子育て支援講座の開催など、 児童虐待防止対策事業を実施するとともに、社会的養育の充実を目的に、 養育家庭普及活動の推進を図ります。

地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係 機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。

関連事業 4-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実

4-1-2 児童虐待防止対策事業

4-1-3 育児支援ヘルパー事業

(6)子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法 等における事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的 に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護 を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等 事業(トワイライトステイ事業))です。

確保方策の考え方

区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子ども ショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。

■関連事業 2-2-5 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子ども・子育て支援法 等における事業概要

乳幼児や小学生の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童 の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希 望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保方策の考え方

文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施します。

●関連事業 5-1-2 ファミリー・サポート・センター事業

(8) 一時預かり事業

子ども・子育て支援法 等における事業概要 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

<幼稚園型>

区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施します。(各園で実施内容は異なる)

確保方策の考え方

●関連事業 2-1-14 区立幼稚園の預かり保育

<幼稚園型以外>

3か所(令和5年度以降は4か所)のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。

●関連事業 2-2-1 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育

2-2-2 一時保育(キッズルーム)

(9)延長保育事業(時間外保育事業)

子ども・子育て支援法 等における事業概要 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の 日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する 事業です。

確保方策の考え方

全ての区立認可保育園及び私立認可保育園(小規模保育事業及び認証保育所を含む)において、延長保育事業を実施します。

■関連事業 2-1-18 保育園延長保育

(10) 病児保育事業(病後児保育事業を含む)

子ども・子育て支援法等における事業概要

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

確保方策の考え方

区が委託する病児・病後児保育施設で保育を実施します。 令和2年度に都立駒込病院内病児・病後児保育施設を、令和3年度に

春日・後楽園駅前地区病児・病後児保育施設を新規開設し、4か所の施設で実施します。

■関連事業 2-2-3 病児・病後児保育

(11) 放課後児童健全育成事業

子ども・子育で支援法 等における事業概要

保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない 児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活 の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

確保方策の考え方

現在の育成室事業を継続し、計画期間中に新たに9か所の育成室を整備します。また、老朽化等により改修が必要な育成室についても整備を行い、児童受け入れ定員数の維持確保を行います。

また、全区立小学校20校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。今後は実施時間の延長など、事業の充実を図ります。

■関連事業 2-3-1 育成室の整備及び運営

2-3-2 育成室の障害児保育

2-3-5 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備

5 計画の推進体制と進行管理

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施 策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、 結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を見直すとともに、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画 子育で支援計画<概要版>

(文京区次世代育成支援行動計画・文京区子ども・子育て支援事業計画)

令和2年度~令和6年度 令和2年(2020年)3月発行

発 行 文京区

編 集 文京区 子ども家庭部 子育て支援課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電 話 (03)3812-7111(代表)

https://www.city.bunkyo.lg.jp

印刷物番号 D0119057